## 第6回特許制度小委員会 資料 2

## 制度設計に係る主な考え方の整理 (これまでの委員からの意見を類型化したもの※)

職務発明に係る	請求権の有無・性格	インセンティブ付与を	インセンティブ算定
特許を受ける権利の帰属		実質的に担保するため	の考慮要素
(A)発生時から従業者に帰属 (従業者当然帰属)	(1)法定請求権 対価 補償 報償 等	の規律	(ア)手続面及び実体面
(B)発生時から使用者に帰属 (使用者当然帰属)		(α)インセンティブ 基準適合義務	(イ)手続面のみ
C) 発生時にいったん従業者に 帰属し、使用者による特段の行	(2)契約、勤務規則そ	(β)外部委員会の承認	(ウ)実体面のみ
為を要せず使用者に承継 (使用者法定承継)	の他の定めに基づく 請求権	(γ)契約、勤務規則そ の他の定めの公表	(エ)法的規律無し
	(3)請求権無し		

※注 法制的な実現可能性は精査する必要がある。